

質問回答書

大阪市人権啓発・相談センター

案件名称 : 令和7年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託

質問番号	質 問 事 項	回 答
1	●仕様書_5業務内容_(3)構成及び編集 イ 「広報用動画は区役所等に設置の小型サイネージで放映」とありますが、動画の使用期限は設定されますでしょうか。 また、WEBメディアなど他媒体で動画使用の可能性はありますか？ 有りの場合、こちらも使用期限を設定されますでしょうか。	広報用動画は継続して啓発に使用することを想定しているため、使用期限は特に設けていません。 また、仕様書「5 業務内容(3)イ」に記載している「小型デジタルサイネージ等」はあくまで例示であり、広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところです。 なお、令和5年度及び令和6年度の本事業で作成した広報用動画の使用方法は、以下とおりです。 ①大阪市ホームページへの掲載 ②研修での使用 ③サッカー競技場の電光掲示板での放映 ※①については使用期限を設けておらず、②③は実施日のみの使用です。